

SuMPO EPD Japan

料金規程

(総則、料金表、手順)

v3.0.0

文書管理番号：PIC-3-0-0

一般社団法人サステナブル経営推進機構

訂番	年月日	頁	内容
3.0.0	2025/10/1	5,9,10	PCR利用料の変更、検証員研修受講料の変更、算定研修会受講料の変更
2.0.0	2025/07/24		JR-14-09料金規程をGPI対応のため再整理して制定

## 目次

1. 目的 .....	4
2. 総則 .....	4
2.1 料金分類 .....	4
2.2 價格 .....	4
3. 料金表 .....	5
3.1 PCR .....	5
3.2 検証料 .....	5
3.2.1 EPD 検証料 .....	5
3.2.4 検証料に関する条件等 .....	7
3.3 MiLCA for EPD 貸与料 .....	7
3.4 プログラム加盟料 .....	7
3.4.1 プログラム加盟料 .....	7
3.4.2 初年度プログラム加盟料 .....	8
3.5 システム認証審査料 .....	9
3.6 検証員・システム認証審査員の登録管理業務 .....	9
3.7 システム認証機関の登録管理業務 .....	9
3.8 検証機関の審査・登録管理業務 .....	10
3.9 研修会関係等 .....	10
3.10 各種認定証 .....	10
3.11 その他 .....	10
4. 手順 .....	11
4.1 検証料 .....	11
4.2 MiLCA for EPD 貸与料 .....	11
4.3 プログラム加盟料 .....	11
4.4 システム認証審査料 .....	12
4.5 検証員・システム認証審査員の登録管理業務 .....	12
4.5.1 試験料・研修料 .....	12
4.5.2 検証員登録料 .....	13
4.6 システム認証機関の登録管理業務 .....	13
4.7 検証機関の登録管理業務 .....	13
4.8 算定研修会 .....	13
4.9 各種認定証 .....	13
4.10 その他 .....	13

## 1. 目的

本規程は、一般社団法人サステナブル経営推進機構（以下「機構」という。）が運営管理する「SuMPO環境ラベルプログラム」（以下「本プログラム」という。）における、料金について定めるものである。

## 2. 総則

### 2.1 料金分類

料金分類は以下とする。なお、（ ）内は「3. 料金表」における番号である。

1. PCR (3.1)
2. 検証料 (3.2)
3. MiLCA for EPD貸与料 (3.3)
4. プログラム加盟料 (3.4.1)
5. システム認証審査料 (2.5)
6. 検証員・システム認証審査員の登録管理料 (3.6)
7. 認証機関の登録管理業務料 (3.7)
8. 検証機関の審査・登録管理業務料 (3.8)
9. 研修会関係 (3.9)
10. 各種認定証発行料 (3.10)
11. その他 (3.11)

### 2.2 価格

価格は、本規程「3. 料金表」に定める。

なお、本規程の金額は全て税抜で表記する。

### 2.3 手順

料金の支払いの手順は、本規程「4. 手順」に定める。

### 3. 料金表

#### 3.1 PCR

対価項目	基本単価	特記事項	内訳
PCR 利用料 (プログラム内利用)	無料	—	—
PCR 利用料 (プログラム外利用 <sup>※1</sup> )	無料	例： ・個社での自主算定 ・業界団体ルールとしての採用	—
	500,000 円／PCR・件	SuMPO EPD 以外での第三者評価 <sup>※2</sup>	PCR 年間基本利用料 (第三者評価者に対する料金)
	事務局まで問い合わせのこと <sup>※3</sup>	算定ツール、ソフトウェア等での利用	PCR 年間基本利用料 (算定ツール、ソフトウェア開発者・ベンダーに対する料金)
PCR 事前レビュー	無料	PCR モデレーター立候補の場合 100,000 円/1 回	PCR 事前レビュー費
PCR レビューパネル	無料	PCR モデレーター立候補の場合 200,000 円/1 回	PCR レビューパネル費

<sup>※1</sup> プログラム外利用とは、SuMPO EPDの取得を伴わないPCRの利用のことを指す

<sup>※2</sup> SuMPO EPD以外での第三者評価には、SuMPO EPD以外の検証や認証、保証業務、レビュー等、及びコンサル等が実施する算定支援や算定チェックによるお墨付きを含む。基本単価は第三者評価1件ごとに発生し、利用するPCRごとに加算される。

<sup>※3</sup> 利用方法やユーザー数等に応じたPCR年間利用料が発生する。基本単価は利用条件によって異なるため、事務局まで問い合わせのこと。

#### 3.2 検証料

##### 3.2.1 EPD 検証料

対価項目	基本単価	フロー数	特記事項	内容
検証料	240,000 円／EPD	99 フロー以下 <sup>※1</sup>	特記事項については表外 <sup>※2</sup> を確認すること	検証費
	270,000 円／EPD	100～199 フロー —		

	300,000円／ EPD	200 フロー以 上		
--	------------------	---------------	--	--

\*1 フロー数とは、原則として、算定に必要なインプット・アウトプット項目の数（行数）をフロー数としてカウントする。検証時に遡ってフロー数としてカウントする場合の考え方については、「3.2.3 フロー数の考え方」を参照すること。

#### \*2 検証料金に関する特記事項

- ①類似製品の場合は、2件目以降、EPD1件目の半額
- ②一次データ収集サイトが複数ある場合、2サイト目以降原則として、別途検証料金（基本単価）の20%／サイトの追加料金
- ③EPDの準拠規格が追加される場合、別途検証料金（基本単価）の10%／EPDの追加料金
- ④Core-PCRを使用する場合、別途検証料金（基本単価）の10%／EPDの追加料金
- ⑤複数組織・企業の製品からなる業界平均EPDや、単一の事業者が、類似する複数の製品を対象として取得するグループ製品EPDの場合、別途50,000円～／EPDの追加料金
- ⑥部品点数により工数が著しく多量である場合や、製造工程が複雑な場合等、特殊性が見受けられる場合、別途50,000円～／EPDの追加料金

#### 3.2.2 EPD検証料（検証機関）

対価項目	基本単価	特記事項	内容
検証料	各検証機関まで問い合わせのこと *1	—	検証費

\*1 登録検証機関による検証における検証料は、各登録検証機関が個別に定める。

#### 3.2.3 フロー数の考え方

原則として以下の通りフロー数をカウントする。

##### 3.2.3.1 複数のサイトや複数の製品のデータを内包するEPDの場合

類似する複数の製品を対象として1つのEPDとして検証を実施する場合（グループ製品EPD）、1製品分のフロー数に製品数を掛けた総フロー数をカウントする。

（例：5製品のデータを収集して平均値化した場合、平均値化する前の5製品分のデータ（計算内容）を検証時に確認する必要がある。仮に平均値化した最終的な計算におけるフロー数が「50フロー」であったとしても、検証の対象となるデータは平均値化前の「5製品分×50フロー」となる。この場合、検証料を定めるために用いるフロー数は「250フロー」としてカウントされる。）

なお、グループ製品EPDの定義についてはGPIに規定される。

##### 3.2.3.2 複数のフローを单一フローに内包する場合

最終的な計算において、算定ツール上では1フロー（行）として入力されていても、検証

時にその1フローを分解して精査しなくてはならない場合、そのフローは分解後のフロー数としてカウントする。（例：20フローを用いた計算を別シートで実施し、その計算結果を最終的な算定ツールに1フローで入力した場合、この1フローは、検証料金を定める上では20フローとしてカウントされる。ただし、EPDとして公開済みのデータ等、検証済みの上流データは分解する必要がないため1フローとしてカウントされる。）

### 3.2.4 検証料に関する条件等

- ・検証料は、算定ツールMiLCA（MiLCA for EPD、MiLCA、クラウドサービスMiLCA）を使用して作成した検証申請に適用する。なおMiLCA以外を用いた算定については、「3.2.1 検証料」に記載の料金をもとに追加料金が加算される。
- ・類似製品であるか否かは、複数の検証申請製品が、同一設計思想に基づき、主要部品・原材料等の基本構成と主要工程を共通として生産される、同一機能の製品であることを前提に、「類似製品チェックシート」を基に、検証員と検証申請者間で、個別に協議の上決定する。検証申請者は、複数の申請製品を類似製品と見なす根拠と、各製品の相違点を説明する書類を、検証時の添付書類として提出する必要がある。
- ・検証申請者の指定場所で実施する場合には、別途、機構の規定に従い、検証員の旅費、交通費および日当を徴収することがある。
- ・宣言の値の修正が必要となる場合の再検証料金については、修正内容の程度により異なるため、検証料金は別途相談とする。

## 3.3 MiLCA for EPD 貸与料

対価項目	基本単価	内容
MiLCA for EPD 貸与料	100,000 円／12 ヶ月	データベース利用料

- ・IDEAver.3購入者には、原単位数が制限されたMiLCA for EPDを無償で貸与。
- ・MiLCAver.3購入者はMiLCA for EPDの貸与不要。
- ・その他算定ツールの利用料金については、各ツールの販売元に確認するものとする。

## 3.4 プログラム加盟料

プログラム加盟料には、情報の登録公開・管理にかかる事務手数料等の経費のほか、本プログラムの運営にかかる会務費、システム開発、維持費、広報普及費、原単位データ管理費、その他の運用管理経費（人件費および事務費）およびマーク使用許諾料が含まれる。プログラム加盟料の支払いは、4月1日から翌年3月末までを1年として計算する。

### 3.4.1 プログラム加盟料

企業分類	プログラム 加盟料	業種			
		製造業	卸売業	小売業	サービス業
		その他			

小規模企業	200,000 円 ／年	20 人以下	5 人以下	5 人以下	5 人以下
中小企業	400,000 円 ／年	21 人～300 人 または資本金 の額または出 資の総額が 3 億円以下	6 人～100 人 または資本金 の額または出 資の総額が 1 億円以下	6 人～50 人 または資本金 の額または出 資の総額が 5 千万円以下	6 人～50 人 または資本金 の額または出 資の総額が 5 千万円以下
大企業 (みなし大企 業を含む)	1,000,000 円 ／年	301 人～ 且つ資本金の 額または出資 の総額が 3 億 円以上	101 人～ 且つ資本金の 額または出資 の総額が 1 億 円以上	51 人～ 且つ資本金の 額または出資 の総額が 5 千 万円以上	51 人～ 且つ資本金の 額または出資 の総額が 5 千 万円以上
団体 (工業会 等)	400,000 円 ／年	—	—	—	—

・企業区分は中小企業基本法の定義に基づく分類とする。（従業員数も同法に基づき「常時使用する従業員の数」とする）

・「みなし大企業」に当たる事業者は以下とする。（経済産業省中小企業庁「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」による定義を参照）

1. 発行済株式の総数または出資価格の総額の1/2以上を「同一の大企業が所有している」中小企業者
2. 発行済株式の総数または出資価格の総額の2/3以上を「大企業が所有している」中小企業者
3. 「大企業の役員または職員を兼ねている者」が役員総数の1/2以上を占めている中小企業者
4. 発行済株式の総数または出資価格の「総額」を1.～3.に該当する中小企業者が所有している中小企業者
5. 上記に該当する中小企業者の役員または職員を兼ねている者が「役員総数の全てを占めている」中小企業者

### 3.4.2 初年度プログラム加盟料

初回加盟時<sup>\*1</sup>のみプログラム加盟時期に応じてプログラム加盟料が適用される。以降は、4月1日から翌年3月末までの1年単位で更新する。検証合格に伴い登録公開申請を行った日を加盟日として翌月1日から起算し、次回更新までを、初回プログラム加盟料の対象期間とする。尚、検証合格後、検証申請日から1年以内に登録公開申請書が提出されていない場合においても、原則として1年分のプログラム加盟料を支払う。また、加盟日から1年以内に公開の取り下げを行う場合においても、1年分のプログラム加盟料を支払う。

加盟月	4月～6月	7月～9月	10月～12月	1月～3月
加盟料支払い率	100%	75%	50%	25%

\*1 初回加盟時とは、「SuMPO環境ラベルプログラム」への初回加盟時のことと指す。一般社

団法人産業環境管理協会が運営していた旧プログラム（従来エコリーフ・従来CFPプログラム）へ参加していた企業が、新たにSuMPO環境ラベルプログラムへ加盟する際も、この初年度プログラム加盟料が適用される。ただし、過去にSuMPO環境ラベルプログラムにおいてエコリーフ・EPDまたはカーボンフットプリント宣言の取得実績がある企業や、既にSuMPO環境ラベルプログラムへ加盟している企業が吸收合併・分離等により新たな企業となったケースについては、初回加盟とはみなされず1年分のプログラム加盟料を支払うこととする。

### 3.5 システム認証審査料

システム認証審査の料金は、各認証機関が個別に定める。

審査の内訳は、「新規認証審査」「維持審査」「更新審査」に分類され、原則、各々審査工数に応じた料金が設定されるものである。

### 3.6 検証員・システム認証審査員の登録管理業務

対価項目	基本単価	特記事項	内容
試験料	30,000 円／回	—	検証員・システム認証審査員を対象とした試験料
検証員研修受講料	100,000 円／回	会員割引 80,000 円／回	検証員研修への参加費
システム認証審査員研修受講料	15,000 円／回	会員割引 12,000 円／回	システム認証審査員研修への参加費 本研修へは検証員研修終了者が参加できる
検証員・システム認証審査員登録料	10,000 円／年	—	検証員・システム認証審査員の登録に係る費用

- 登録の当時の対象期間は、登録日から直近の3月末までとする。以降は、4月1日から翌年3月末の1年単位で登録する。
- 会員割引は機構会員に適用する。

### 3.7 システム認証機関の登録管理業務

対価項目	基本単価	内容
システム認証機関審査料	※審査費用については事務局まで問い合わせのこと	システム認証機関の審査に係る費用
システム認証機関登録料	200,000 円／年	システム認証機関の登録に係る費用
年間プログラム利用料	※年間プログラム利用料については事務局まで問い合わせのこと	システム認証機関のプログラム利用に関する費用

- 登録の初年度の対象期間は、登録日からその属する登録年度の末日（3月31日）までとする。以降は、4月1日から翌年3月末の1年単位で登録する。

### 3.8 検証機関の審査・登録管理業務

対価項目	基本単価	内容
検証機関審査料	300,000 円／新規審査 ※更新審査については事務局まで問い合わせのこと	検証機関の審査に係る費用
検証機関登録料	200,000 円／年	検証機関の登録に係る費用
年間プログラム利用料	※年間プログラム利用料については事務局まで問い合わせのこと	検証機関のプログラム利用に関する費用

- ・登録の初年度の対象期間は、登録日からその属する登録年度の末日（3月31日）までとする。以降は、4月1日から翌年3月末の1年単位で登録する。

### 3.9 研修会関係等

対価項目	基本単価	特記事項	内容
算定研修会受講料	50,000 円／回	会員割引 40,000 円／回	概要、算定手順、模擬演習、申請書作成方法等

- ・会員割引は機構会員及び、SuMPO環境ラベルプログラム加盟企業に適用する。

### 3.10 各種認定証

対価項目	基本単価	内容
宣言認定証	5,000 円／枚	認定証発行料

- ・希望者に対し EPD1 件ごとに 1 枚発行

### 3.11 その他

対価項目	基本単価	内容
宣言におけるロゴマークの着せ替え <sup>※1</sup>	1,000 円／宣言	着せ替え手数料
宣言の再発行 <sup>※2</sup>	1,000 円／宣言	再発行手数料

<sup>※1</sup> エコリーフマークから SuMPO EPD マークへの着せ替え対応を希望する事業者に対し対応

<sup>※2</sup> 社名変更等、宣言の再検証が実施されない場合の宣言の再発行

## 4 手順

料金の請求・支払等が発生する事項について、EPD取得申請事業者・検証員・認証機関等および機構の役割と手順を以下に記す。

以下の手順に従って、機構は請求書を発行し、支払者は請求書に明記された期日までに指定銀行口座に料金を振り込むこととする。なお、期日までに振り込みが確認できない場合、機構は支払い者に対し遅延損害金を請求できるものとする。

### 4.1 検証料

検証料支払は以下の手順による。

- ・機構は検証申請を受理するとともに、EPD取得申請事業者に検証料の概算見積を提示する。
- ・最終的な検証料は、検証実施後に、検証の合否に関わらず、想定された工数等の見込みと比較した検証負荷の増加の程度に応じて、増額の要否を検討のうえ決定する。なお、検証工数が低減した場合であっても、提示した概算見積額からの減額は原則行わないものとする。
- ・機構は、EPD取得申請事業者に対し、合否判定後遅滞なく、上記手順を経て確定した検証料を記載した請求書を送付する。
- ・EPD取得申請事業者は、検証の合否に関わらず検証料を支払う。
- ・検証料の前払いを希望するEPD取得申請事業者は、検証開始前に、機構に対し、申し立てる。上記申立てがあった場合には、機構は、検証申請受理時の情報に基づき、検証料を決定し、EPD取得申請事業者に対し、請求書を送付する。当該請求書を受領したEPD取得申請事業者は、請求書記載の検証料の支払いを行う。
- ・検証料の前払いがされた場合において、検証料支払い後に、検証負荷の増加が見込まれる場合には、EPD取得申請事業者と検証員双方協議の上、検証料の増額の要否を検討のうえ決定する。増額となった検証料については、機構が、EPD取得申請事業者に対し、別途請求書送付する。なお、この場合において、検証料の払い戻しは行わない。

### 4.2 MiLCA for EPD 貸与料

MiLCA for EPD 貸与料支払は以下の手順による。

- ・機構は、申請者から、MiLCA for EPD 使用申請書を受理した場合、機構は、申請者に対し、請求書およびMiLCA for EPD を送付する。但し、MiLCIAver.3 購入者に対しては、この限りではない。また、IDEAver.3 購入者に対しては、請求書は送付せず、原単位数が制限されたMiLCA for EPD のみ送付する。
- ・機構は、MiLCA for EPD の見積の提示を希望する申請者に対し、上記送付と併せて、見積の提示を行う。
- ・その他算定ツールの利用料金支払い手順については、各ツールの販売元に確認するものとする。

### 4.3 プログラム加盟料

初年度プログラム加盟料支払は以下の手順による。

- ・検証に合格し、機構より仮登録番号の通知を受けた申請者は、初回加盟時に限り、機構に対

し、検証合格から3ヶ月以内に「登録・公開申請書」による登録・公開申請手続きを実施するとともに、企業分類を報告する。

- ・機構は、登録・公開申請書に記載の企業分類を基に、プログラム加盟料を決定する。機構は、申請者に対し、上記決定後速やかに、請求書を送付する。なお、検証合格日から3ヶ月以内に登録・公開申請手続きが実施されない場合には、機構は、申請者に対し、機構が任意に分類する企業分類の加盟料を記載した請求書を送付する。
- ・上記請求書を受領した申請者は、本規程に定める「プログラム加盟料」の支払を行わなければならない。

プログラム加盟料支払は以下の手順による。

- ・初回加盟時以外の場合においては、初回加盟時の報告に基づく企業分類に応じて、機構は、申請者に対し、請求書を送付する。
- ・上記請求書を受領した申請者は、請求書記載のプログラム加盟料の支払を行わなければならない。
- ・プログラム加盟事業者は、企業分類に変更があった場合には、更新実施確認の際、機構に対し、その旨報告しなければならない。当該報告により、次回更新分より新しい企業分類が適用される。
- ・プログラム加盟料の前払いを希望するEPD取得事業者は、検証開始前に、機構に対し、企業分類を報告の上、プログラム加盟料の支払いを行う。この場合初年度プログラム加盟料は、検証申請日の翌月1日から起算するものとする。

#### 4.4 システム認証審査料

システム認証審査料支払は以下の手順による。

- ・システム認証審査料については、各認証機関の個別ルールに従うものとし、事業者が、認証機関に対して、審査を委託した認証機関からの請求に基づき、審査料を支払わなければならない。
- ・審査の内訳は、「新規認証審査」「維持審査」「更新審査」に分類され、各々に原則として審査工数に応じた料金が設定される。
- ・なお、システム認証審査料については、機構は関与しない。

#### 4.5 検証員・システム認証審査員の登録管理業務

##### 4.5.1 試験料・研修料

試験料・研修料支払は以下の手順による。

- ・事業者は、検証員・システム認証審査員の資格を得るために、必要な試験・研修を受講する。
- ・機構は、受講者に対し、請求書を送付する。
- ・事業者は、上記請求に基づき、機構に対し、試験料・研修料を支払わなければならない。

#### 4.5.2 検証員登録料

検証員登録料支払は以下の手順による。

- ・事業者は、初回は、登録日から直近の3月末までの登録対象期間に、初回以外は、4月1日から翌年3月末の1年単位として、検証員として登録を行う。
- ・機構は、受講者に対し、請求書を送付する。
- ・事業者は、上記請求に基づき、機構に対し、検証員登録料を支払わなければならない。

### 4.6 システム認証機関の登録管理業務

システム認証機関は、審査要員の確保等所定の条件を満たした上で、「システム認証機関審査料」「システム認証機関登録料」「年間プログラム利用料」を、機構からの請求に基づき支払わなければならない。なお、支払いに関する詳細については、別途契約書で定めるところによる。

### 4.7 検証機関の登録管理業務

検証機関は、検証員の確保等所定の条件を満たした上で、「検証機関審査料」「検証機関登録料」「年間プログラム利用料」を、機構からの請求に基づき支払わなければならない。なお、支払いに関する詳細については、別途契約書で定めるところによる。

### 4.8 算定研修会

算定研修会受講料支払は以下の手順による。

- ・算定研修会への参加希望者は、算定研修会参加に先立ち、機構に対し、参加を希望する旨を別途定めるところにより申し立てる。
- ・上記申立てを受けた機構は、参加希望者に対し、請求書を送付する。
- ・参加希望者は、上記請求に基づき、機構に対し、算定研修会受講料を支払わなければならない。

### 4.9 各種認定証

- ・認定証の発行を希望する事業者は、本機構に対し必要とする認定証毎に、料金を支払わなければならない。

### 4.10 その他

- ・宣言のロゴマーク着せ替え（エコリーフからSuMPO EPD）を希望する事業者は、本機構に対し必要とする宣言毎に料金を、支払わなければならない。
- ・社名変更等、宣言の再検証が実施されない場合における宣言の再発行を希望する事業者は、本機構に対し必要とするファイルごとに料金を、支払わなければならない。

以上